

件名：小学校、中学校、廃校及び学校給食共同調理場で使用する電力の供給

No.	質 問 事 項	回 答
1	社長から支店長への委任状を提出し、「一般競争入札参加資格確認申請書」、「入札書」を支店長名で提出してよろしいでしょうか。	質問の対応で問題ありません。
2	「小売電気事業者であることを証する書類の写し」について、経済産業省HPの小売電気事業者一覧のコピーを提出してよろしいでしょうか。	経済産業省HPの小売電気事業者一覧のコピーではなく、経済産業省発行の小売電気事業者であることを証する書類の写しを提出ください。
3	現段階において、消費税率改定後の当社料金単価が確定していないため、内税8%の単価での応札へ仕様変更できませんでしょうか。	変更できません。
4	現段階において、消費税率改定後の当社料金単価が確定していないため、現在の料金単価（内税8%）を10%の内税価格に直した仮単価を用いて算出してよろしいでしょうか。	入札金額の基礎となる単価の設定については、御社で判断ください。また、原則、契約期間中の単価の変更は認められませんので留意ください。
5	上記質問の仮単価を算出する際、現在の料金単価に108分の110に相当する額で算出してよろしいでしょうか。また、計算の結果の端数処理について、小数点以下第3位を切り上げてよろしいでしょうか。	質問No.4の回答のとおりです。
6	入札内訳書について、基本料金単価及び電力量料金単価によらず割引単価を追記してよろしいでしょうか。	入札内訳書に追記はせず、単価で調整してください。
7	契約書の締結について、落札決定の日から7日以内に締結すると記載されておりますが、期日をのばしていただくことは可能でしょうか。また、消費税改正後の単価が決定してから契約を締結することは可能でしょうか。	契約締結の期日を延ばすことはできません。落札決定の日から7日以内に契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失うこととなります。
8	契約書の締結について、従量電灯B及び従量電灯Cの電力量料金単価が3段階に分かれ3種類あることから入札内訳書を修正してよろしいでしょうか。	入札内訳書の修正はせず、単価で調整してください。
9	弊社が落札した際は、支払期日や延滞利息率等、弊社の電気供給条件等に則り契約を締結いただけますでしょうか。	延滞利息等については、いわき市財務規則の規定に基づき契約を締結していただくこととなります。（別紙参照） その他、本市の例規に規定のない事項については、落札者の決定後に協議の上で決定します。

10	契約期間中に廃止予定の契約または、契約電力を減少する予定の契約はありますか。	現時点で契約廃止又は、契約電力の減少の予定はありません。
11	契約書（案）はございますでしょうか。	契約書は、落札者の決定後に両者協議の上で作成します。
12	開札時、営業所の社員が出席したいのですが、副代理人の委任状の提出は必要でしょうか。	委任状がなくても開札への出席は可能ですが、再度の入札において、代理人をして入札させるときは、委任状が必要です。
13	上記質問において、副代理人の委任状が必要な場合、委任状様式を提示願えますでしょうか。	市ホームページに掲載の委任状を使用ください。
14	毎月の電気料金請求方法について、契約毎の請求となりますがよろしいでしょうか。	請求方法は、原則、仕様書に記載の請求方法となります。
15	毎月の電気料金請求方法について、当社が落札した場合別途協議させていただくことは可能でしょうか。	質問No.14の回答のとおりです。
16	現在蓄熱調整契約をいただいている施設について、蓄熱割引を加味したいことから、蓄熱機器の月別使用量を提示していただけますでしょうか。	勿来学校給食共同調理場で当該契約をしており、月別の蓄熱電力量は以下のとおりです。（平成29年10月から平成30年9月） 10月10,053kWh、11月13,576kWh、12月14,858kWh 1月16,665kWh、2月17,658kWh、3月12,958kWh 4月9,410kWh、5月10,532kWh、6月8,683kWh 7月4,968kWh、8月1,997kWh、9月6,612kWh
17	上記質問において、入札内訳書の様式を修正してもよろしいでしょうか。	入札内訳書の修正はせず、単価で調整してください。
18	令和元年度から令和2年度に、空調設置予定となっておりますが、低圧から高圧に変更となる契約はないのでしょうか。	学校への空調設備設置については、現在、設計調査をしている段階であり、現時点で供給電気方式等の変更の有無は明らかになっておりません。契約締結後に変更が生じる場合は、契約内容について別途協議することとします。
19	落札結果の公表について、単価の公表はせず、応札価格のみの公表でしょうか。	お見込みのとおりです。

20	<p>公告内容に、入札保証金及び契約保証金の記載がありますが当社も該当するのでしょうか。</p>	<p>入札保証金については、過去2年間に官公庁が有する公共施設への電力供給の実績を有している場合は、免除となります。また、契約保証金については、いわき市財務規則第136条（別紙参照）の規定に該当する場合は、免除となります。</p>
21	<p>回答受領後に、回答に対する質問は可能でしょうか。</p>	<p>質問受付期間内（令和元年6月21日まで）であれば質問可能です。</p>
22	<p>小売電気事業者であることを証する書類の写しについて、旧電力会社は小売電気事業者登録が省略されております。今まで弊社が参加した入札においては、経済産業省HPの小売電気事業者一覧のコピーを提出することでご了承いただき応札させていただいております。つきましては、いわき市の入札においても経済産業省HPの小売電気事業者一覧のコピーを提出することでご了承いただきたくお願い申し上げます。若しくは、添付の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の提出でご了承いただけませんかでしょうか。</p>	<p>添付の国において発行された資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しの提出で了承します。</p>
23	<p>現段階において、消費税率10%の単価が確定していないことから税抜き単価での入札に変更していただけませんかでしょうか。10月から消費税率が10%になる予定ですが、現段階で確定しておらず10%の消費税単価での応札は大変難しい状況にあります。消費税率の変更が確定していない段階で自治体が消費税率10%での入札を実施されるのでしょうか。</p>	<p>変更できません。なお、消費税率の10%への引上げ時期を本年10月1日に変更することについては、平成28年11月に改正法（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律）が成立し、同月に公布及び施行されています。</p>
24	<p>現段階において、消費税率改定後の当社料金単価が確定していないため、現在の料金単価（内税8%）を10%の内税価格に直した仮単価（108分の110に相当する額（計算の結果の端数処理について小数点以下第3位を切り上げ等）を用いて算出させていただいたのですがご了承いただけませんかでしょうか。また、10%内税価格が決定した後で万が一電気料金単価に変更が生じた際は一部改訂契約書を締結させていただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>質問No.4の回答のとおりです。</p>
25	<p>入札内訳書について、いわき市の様式を基本とし任意様式に変更していただけませんかでしょうか。</p>	<p>変更できません。</p>
26	<p>契約書の締結について、落札決定の日から7日以内に締結すると記載されておりますが、土日を除き8月9日までの締結が必要でしょうか。</p>	<p>土日を含め8月7日までの契約締結となります。</p>

27	契約書の内容の協議について時間を要すと思われます。7日以内の締結が難しい場合、文書にて依頼することで締結期日を延ばしていただくことでお願いできませんでしょうか。	質問No.7の回答のとおりです。
28	毎月の電気料金の請求方法について、請求書を集約することが可能ですが、小学校・中学校・廃校・学校給食共同調理場の4区分での請求はシステムの不可能なことから、4区分を更に高压契約と低压契約に分け8区分程度で請求することでお願いできませんでしょうか。	質問No.14の回答のとおりです。
29	低压契約の検針日について、地域毎に検針を行っております。弊社が落札した際は現行通りの日程で検針することでご了承いただけますでしょうか。	了承しました。
30	請求書を集約するために覚書の締結が必要となりますが覚書の締結は可能でしょうか。	仕様書(2-(7)-②)に記載の請求方法とするために御社にて覚書が必要であれば締結は可能ですが、その内容については、落札者の決定後に協議します。
31	蓄熱調整契約の施設について、蓄熱割引の別掲が出来ないことから、蓄熱調整契約の継続が出来なくなります。蓄熱用の計量器の撤去が必要となりいわき市の内線工事が発生いたしますがご了承ください。	了承しました。
32	契約書(案)について事前にご提示いただけますでしょうか。または、弊社様式を基に協議することは可能でしょうか。	契約書(案)を事前に提示することはできません。契約書は、落札者の決定後に両者協議の上で作成します。
33	開札時、営業所社員が出席したいと考えております。再入札を辞退したい場合、提出書類は必要でしょうか。	再入札を辞退する場合、書類の提出は不要です。辞退する旨を職員へお伝えください。
34	質問の受付期間について、6月21日までとなっておりますが、入札まで期日があることから、書類の記載方法等、事務処理レベルの簡易な質問については適宜伺うことは可能でしょうか。	入札に関する一般的な事務手続きの質問については、随時、問い合わせしていただいて差し支えありません。
35	【高压・低压 共通】 契約書(案)を提供していただくことは可能でしょうか。	質問No.32の回答のとおりです。

36	入札対象施設の現供給者を教えてください。（複数社ある場合はその旨教えてください。）※切替時に必要となります。	東北電力株式会社です。
37	契約書締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。	契約書は、落札者の決定後に両者協議の上で作成します。
38	契約期間中において、地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。	原則、契約期間中の単価の変更は認められません。
39	地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われてもものと考えてよろしいでしょうか。それとも、契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。	燃料費調整単価の算定方法については、仕様書（2-(8)-④）に記載のとおり、東北管内の一般送配電事業者に準拠することとしていますので、見直しが行われた場合には、本契約においても変更することとなります。
40	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。	了承しました。
41	入札書に記載する日付に指定はございますでしょうか。また、入札内訳書に社名・代表者名押印は必要でしょうか。	入札書の日付は、開札日（令和元年7月31日）となります。また、入札内訳書は、代表者名及び押印は不要ですが、商号及び名称欄に社名を記載してください。
42	【高圧施設】 現契約での計量日を教えてください。	仕様書（別紙1）の表内に現在の計量日を追加で記載しましたのでご確認ください。
43	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますでしょうか。ある場合、旧一般電気事業者に新電力へ切替ができることを確認していただいていますか。確認いただいていない場合、仕様通りに開始できない場合があることをご容赦ください。	落札者が旧一般電気事業者以外となった場合、全ての施設において、初めての切替となります。また、旧一般電気事業者へは、公告日に本入札を実施する旨の通知をしております。
44	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がある場合、切替の申込スケジュールが厳格に定められているため、ご希望の供用開始日に間に合わない可能性がございます。その際は、供給開始日について協議に応じていただけますでしょうか。	原則、令和元年10月1日からの供給開始となります。 （落札者が旧一般電気事業者以外となった場合、全ての施設において、初めての切替となることを踏まえたスケジュールとしております。）

45	契約電力が500kW未満の施設において、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用でよろしいでしょうか。	契約電力の取扱いについては、現時点では指定しておりません。落札者の決定後に協議の上、決定します。
46	弊社供給の場合、旧一般電気事業者と同様の付帯契約（蓄熱割等）の適用ができませんが了承いただけますでしょうか。	了承しました。 ただし、仕様書（2-(8)-④）に記載する項目については、東北管内の一般送配電事業者に準拠することとしていますので留意ください。
47	契約電力が500kW以上の施設において、各月の契約電力は仕様書に記載の値のとりの運用でよろしいでしょうか。	仕様書（別紙1、2）に記載の値は、直近の実績値であり、あくまで予定値です。契約電力の取扱いについては、現時点では指定しておりません。落札者の決定後に協議の上、決定します。
48	契約電力が500kW以上の施設において、契約電力を変更する必要がある時は、協議の上、変更いただけますでしょうか。	質問No.47の回答のとおりです。
49	1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はありますか。その場合、旧一般電気事業者同様、毎月の請求時における契約電力の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。 「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」	ありません。
50	【低圧】 弊社では検針日以外の期中再点や廃止は基本料金の日割り計算はしない、停電等の中止制限割引をしないといった点がございすがよろしいでしょうか。	了承しました。
51	入札後、速やかにスイッチングに必要な契約毎の名義（登録名称）、登録名称のフリガナ、郵便番号、住所、現電力会社のお客様番号の情報をEXCELやCSVデータにて提供いただくことは可能でしょうか。	提供可能です。
52	供給開始日について、小売電気事業者は、一般送配電事業者が定める検針日に合わせて切り替えを行うことが要請されていることから、供給場所毎に予定されている検針日での切り替えとなりますがよろしいでしょうか。	質問No.44の回答のとおりです。

53	<p>弊社では基本の支払方法として、口座振替（自動引落し）かクレジットの二種類ですが、いずれかの方法での支払方法は可能でしょうか。</p> <p><支払方法が請求書ご希望の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社の請求書について、合算の請求金額及び振込先を示した圧着ハガキによる請求書を発行し、供給場所ごとの使用量、料金等を示す内容は、Webで確認頂く運用を基本としておりますが、そのような運用は可能でしょうか。 <p>上記内容が不可の場合で紙での請求書の場合、請求書は1枚で、別途料金内訳書等で供給場所ごとの使用量、料金等を示す運用を理解でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書は、電子印かつ角印で可能でしょうか。 <p><支払方法が口座振替ご希望の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・27日での引き落としは可能でしょうか。 	<p>本市指定の請求書（紙）若しくは御社様式の納付書により請求していただくことになります。</p> <p>その他の質問については以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書は、仕様書（2-(7)-②）に記載の4区分で作成してください。また、供給場所ごとの使用量など仕様書に記載の事項をWebで確認及びダウンロード等の方法によりデータを本市で入手できる環境にあれば問題ありません。 ・御社様式の納付書による請求の場合、電子印かつ角印で可能です。
54	<p>ご指定の入札金額内訳書について、弊社の料金体系に合わせて項目等の変更は可能でしょうか。また、弊社では力率割引は設けておりません。このため、入札時や契約締結において力率割引は設定しない予定ですがよろしいでしょうか。</p> <p><変更が可能な場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札金額内訳書や契約書の単価について、弊社では、基本料金単価、電力量料金単価、割引率の記載としたいのですがよろしいでしょうか。この場合、各々の単価と契約電力、電力量などに基づいて算出された合計額に所定の割引率を乗じて割引額を算出し、その割引額を減じた金額が合計額となります。 	<p>入札内訳書の修正や追記はせず、単価で調整してください。なお、仕様書（2-(8)-④）に記載のとおり、力率割引または割増については、東北管内の一般送配電事業者に準拠することとしていますので留意ください。</p>
55	<p>保護が掛かっていない内訳書のエクセルデータをいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>保護なしの入札内訳書の提供はしていません。</p>
56	<p>廃校No.2、5及び6について、別紙1の種別は「高圧電力」となっておりますが、別紙2の予定契約電力欄での単位が「kVA」と記載されております。別紙1を正とし、別紙2の単位は「kW」に読み替えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。市ホームページに掲載の文書を訂正しました。</p>

いわき市財務規則（抜粋）

※以下の条文は、質問のあった部分を抜粋したものです。これ以外について参照する場合は、いわき市ホームページ（トップページ→例規集検索）を確認ください。

第 136 条

4 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が官公署であるとき。
- (2) 契約の相手方が、保険会社との間に市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約（工事又は製造の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。）の相手方が、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 1件の請負代金額が500万円未満の工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件の契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 随意契約（次号に規定する随意契約を除く。）を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が50万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 土地又は建物の売却に係る随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第 161 条

3 契約権者の責に帰すべき理由により、前項に定める支払が遅れたときは、請負人は未受領金額に、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の支払の請求をすることができる。